

普通保険約款

安心プラン

【どんと安心だプラン】

一般社団法人 すみれ

改訂版 20211126

目 次

第 1 章	総則	1
第 2 章	一般条項	4
第 3 章	保険金の請求、支払時期および支払場所	12
第 4 章	保険料の増額または保険金の減額・削減支払	14
第 5 章	不慮の事故死亡保障条項	15
第 6 章	不慮の事故後遺障害保障条項	17
第 7 章	不慮の事故入院・手術保障条項	19
第 8 章	病気死亡保障条項	20
第 9 章	病気高度障害保障条項	21
第 10 章	病気入院・手術保障条項	23
第 11 章	個人賠償責任補償条項	25
<別表 1>	慢性疾患	31
<別表 2>	加入できない職業	31
<別表 3>	危険な運動	33
<別表 4>	不慮の事故後遺障害給付割合	33
<別表 5>	病気高度障害状態	34
<別表 6>	生活機能または学業・就業能力の滅失の判定基準	36
<別表 7>	手術保険金の対象となる手術および給付倍率表	37
<別表 8>	請求書類	41

■本保険商品の保険料は、所得控除（保険料控除）の対象にはなりません。
したがって、本保険商品の保険料控除証明書は発行いたしません。

第1章 総則

(目的)

第1条 本約款は、一般社団法人すみれ（以下「当法人」といいます。）が行う保険の安心プラン【どんと安心だプラン】（以下「本保険契約」といいます。）の契約内容を定めることを目的とします。

(保険契約者)

第2条 本保険契約の保険契約者とは、当法人と本保険契約を締結し、同契約上の所定の権利および義務を有し、同権利および同義務を行使、または履行できる方で、かつ、当法人が定める加入申込書類（以下「申込書」といいます。）の「申込人」欄に記載の方とします。

(被保険者の範囲)

第3条 本保険契約の被保険者とは、申込書により当法人に通知された方の内、次の各号に掲げる事由のすべてに該当し、かつ、当法人が本保険契約の加入を承諾した方とします。

①責任開始日および更新日において、被保険者の年齢が満20歳以上65歳未満の方（ただし、65歳の誕生日を経過した後の更新日の前日までの方）。

②加入申込日において、「健康で正常に就業しており(1)」、かつ、「健康で正常な日常生活を営んでいる(2)」方。身体に障害のない方。

(1)「健康で正常に就業」とは、被保険者の属する組織の定める通常就業開始時から終了時までの間に勤労が可能な状態で就業していることをいいます。

(2)「健康で正常な日常生活を営んでいる」とは、日常の生活が主に摂食、洗面、起居動作に限られていたり、日常の行動に第三者の介護を要したりまたは機器による補助を要したりしていないことをいいます。

③加入申込日以前5年間において、別表1記載の慢性疾患もしくはこれらに類する疾患について、以下のいずれにも該当しない方。

(1)医師により治療を受けている方

(2)患っている方またはその状態にある方

(3)医師によりその疾患であると診断された方またはその疾患の治療の必要があると診断された方

④加入申込日または更新日において別表2記載の職業に従事していない方。

(加入可能者の年齢)

第4条 本保険契約に加入できる方は、責任開始日において、被保険者の年齢が満20歳以上61歳未満の方とします。

(保障の種類と保障額)

第5条 本保険契約における保障種類および保障条項は、次に掲げるとおりとします。

- ①不慮の事故死亡保障 (第5章)
- ②不慮の事故後遺障害保障 (第6章)
- ③不慮の事故入院・手術保障 (第7章)
- ④病気死亡保障 (第8章)
- ⑤病気高度障害保障 (第9章)
- ⑥病気入院・手術保障 (第10章)
- ⑦個人賠償責任補償 (第11章)

2. 本保険契約における保障額は、保険証券に記載された金額とします。

(保険金受取人)

第6条 本保険契約の保険金受取人は当法人がとくに認めた場合を除き、被保険者となります。保険金を受け取るべき日において、被保険者が保険金を受け取ることができない場合には、被保険者の法定相続人を保険金受取人とします。この場合、保険金受取人となった者が2人以上いるときは、代表者を1人定め、その代表者が他の保険金受取人を代理するものとします。

2. 被保険者の死亡により、不慮の事故死亡保険金または病気死亡保険金を支払う場合、当法人は、保険証券に記載の死亡保険金受取人に支払うものとします。死亡保険金を受け取るべき日において、すでに死亡保険金受取人が死亡し、かつ死亡保険金受取人の変更が行われていない場合、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人のうち生存している者を死亡保険金受取人とします。この場合、死亡保険金受取人となった者が2人以上いるときは、代表者を1人定め、その代表者が他の死亡保険金受取人を代理するものとします。
3. 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が保険金受取人の1人に対してした行為は、他の保険金受取人に対しても効力を生じます。

(契約成立日およびクーリングオフについて)

第7条 当法人が本保険契約の加入を承諾した場合、保険証券および普通保険約款を保険契約者へ送付し、保険契約者がその保険証券を受領した日をもって契約成立

日とします。契約成立日から8日の間は、お申し込みの撤回または契約の解除の意思表示を書面または電磁的記録によって当法人へ通知することにより、クーリングオフを行うことができます。

(責任開始日および保険期間)

- 第8条 当法人は第18条(保険料の払い込み)および第19条(保険料の払込方法<経路>)の定めにより第1回目保険料が当法人に払い込まれたときは、当該保険料の払い込まれた日の属する月の翌月の10日(以下「責任開始日」といいます。)の0時から保険契約上の責任を負います。
2. 悪性新生物については、前項に定める責任開始日から責任開始日を含めて90日を経過した日の翌日を責任開始日とし、当法人は責任開始日から保障を開始します。
- 悪性新生物とは悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴づけられる病気のことをいいます。
3. 本保険契約の保険期間は、前第1項に定める責任開始日より1年間とします。

(更新)

- 第9条 保険契約者から保険期間満了日の3か月前までに、当法人に本保険契約を継続しない旨の書面による通知がなく、かつ、当法人が本保険契約の更新を承諾した場合、本保険契約は、本条第2項に定める更新保険料の払い込みを条件として、保険期間満了日の翌日を更新日(以下「更新日」といいます。)として更新されるものとします。
- ただし、次号のいずれかに該当する場合は、更新できないものとします。
- ①保険契約者が第2条(保険契約者)の規定に合致しないとき
- ②被保険者が第3条(被保険者の範囲)の規定に合致しないとき
- ③第2項に定める更新契約の保険料が、第20条(保険料の払込猶予期間および本保険契約の無効または失効)に規定する払込猶予期間内に当法人に払い込まれないとき
2. 前項により更新されるべき更新契約の第1回目保険料の払込日は、当該更新契約の更新日以前の契約(以下「更新前契約」といいます。)の保険期間内の第18条(保険料の払い込み)第2項第③号に定める払込日とします。
3. 前第1項および第2項により更新された本保険契約の効力は、更新日の0時に発生し、保険期間は更新日より1年間とします。
4. 前第1項および第2項の規定により、本保険契約が更新されたときは、第7条(契約成立日およびクーリングオフについて)の規定により当法人が発行した更新前契約の保険証券を更新後の保険証券とみなします。

(加入年齢または性別の誤りの処理)

- 第10条 申込書に記載された被保険者の加入年齢に誤りがあり、かつ正しい年齢が第4条（加入可能者の年齢）に該当する場合は、当該事由の判明した時点で正しい年齢に訂正します。
2. 申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合は、当該事由の判明した時点で正しい性別に訂正します。
 3. 申込書に記載された被保険者の加入年齢に誤りがあり、かつ正しい年齢が第4条（加入可能者の年齢）に該当しない場合は、本保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料の全額を保険契約者へ返還します。

第2章 一般条項

第1節 保険契約者または被保険者の義務

(告知義務)

- 第11条 保険契約者または被保険者は、本保険契約の締結の際に、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、当法人が書面で質問した事項について、正確に告知しなければなりません。

(告知義務違反による解除)

- 第12条 保険契約者または被保険者が前条（告知義務）の規定により当法人が告知を求めた重要な事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、当法人は、本保険契約を将来に向かって解除することができるものとします。
2. 前項の場合、当法人は、保険金の支払事由が生じたあとも本保険契約を解除することができるものとします。この場合、当法人は保険金の支払いを行いません。また、すでに保険金を支払っていたときは、当法人はその全額を返還請求することができるものとします。ただし、保険金の支払事由が、解除の原因となった事実によらないときは、保険金の支払いを行います。
 3. 本保険契約の解除は、保険契約者に対する書面をもって通知を行います。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居住が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できないときは、保険金受取人に解除の通知を行います。

4. 前第1項の規定により本保険契約が解除された場合には、すでに当法人に払い込まれた保険料については、当法人は、払い戻ししません。
- ただし、当法人が解除の通知をした日（以下「解除通知日」といいます。）を基準として、解除通知日の属する月の翌月10日以降の保障に充当する保険料がすでに振替えられている場合は、当該保険料を保険契約者に返還します。

（保険契約を解除できない場合）

第13条 当法人は、次の各号のいずれかの場合には、前条（告知義務違反による解除）による本保険契約の解除をすることができません。

- ①当法人が、本保険契約締結の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のために知らなかったとき
 - ②当法人のために本保険契約の締結の媒介をすることができる者（以下、「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第11条（告知義務）による解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
 - ③保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対して、第11条（告知義務）による解除の原因となる事実の告知をせず、または不実の告知をすることを勧めたとき。
 - ④当法人が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - ⑤本保険契約が責任開始日からその日を含めて2年を超えて有効に存続したとき。ただし、責任開始日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実にもとづいて保険金の支払事由が発生したときを除きます。
2. 前項第②号および第③号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が第11条（告知義務）の規定により当法人が告知を求めた事項について、事実の告知をせず、または不実の告知をしたと認められる場合には、当法人は前条（告知義務違反による解除）による本保険契約の解除をすることができます。

（重大事由による解除）

第14条 当法人は、次の各号のいずれかの場合には、本保険契約を将来に向かって解除をすることができます。

- ①保険契約者または死亡保険金受取人が、死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）の支払いを行わせることを目的として、故意に被保険者を死亡させ、または死亡させようとした場合
- ②保険契約者、被保険者または保険金受取人が、本保険契約の保険金（死亡保険金を除きます。）の支払いを行わせることを目的として、事故招致（未遂を含

みます。) した場合

③本保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合

④保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次のいずれかに該当する場合

ア 反社会的勢力(注)に該当すると認められること

イ 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与を認められること

ウ 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること

エ その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(注)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者を含みます)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力を含みます。

⑤その他、本保険契約を継続することを期待し得ない前各号に掲げる事由と同等の事由がある場合

2. 保険金の支払事由が生じた後でも、当法人は前項の規定によって本保険契約を解除することができます。

この場合には、当法人は、前項各号に定める事由の発生から解除されたときまでに発生した保険金の支払事由について、保険金を支払いません。

もし、すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。

3. 本条の規定による解除は、保険契約者に対する通知によって行います。

ただし、保険契約者またはその住所もしくは居住が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できないときは、保険金受取人に解除の通知を行います。

4. 本条の規定により本保険契約が解除された場合には、当法人は、解除通知日を基準として、解除通知日の属する月の翌月10日以降の保障に充当する保険料がすでに振替えられている場合、当該保険料を保険契約者に返還します。

(通知義務)

第15条 本保険契約の加入申込後に申込書の記載事項のうち、被保険者の職業または職務内容について変更が生じたときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なくその旨を当法人所定の書面(別表8-②)にて当法人に通知しなければなりません。

2. 前項について不実のことを告げたり、当法人に告げるべきことを告げなかった場合で、被保険者の変更後の職業または職務内容が第3条(被保険者の範囲)第1項第④号に合致しないときは、当法人は、本保険契約を解除することができます。

3. 前項の解除については、第 12 条（告知義務違反による解除）および第 13 条（保険契約を解除できない場合）の規定を準用します。

（他の身体障害または傷病の影響）

- 第 16 条 被保険者が、本約款の第 5 章から第 10 章に定める保障条項の各保険金の支払事由に該当したときに、すでに存在していた身体障害もしくは傷病の影響により、または保険金を支払うべき傷病を被った後にその原因となった事故および疾病と関係なく発生した傷病の影響により、当該保険金を支払うべき傷病の程度が重大となった場合、当法人は、その影響がなかった場合に相当する程度に認定して保険金を支払います。
2. 被保険者が、本約款の第 5 章から第 10 章に定める保障条項の各保険金の支払事由に該当したときに、当法人の認める正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより傷病の程度が重大となった場合、当法人は、前項と同様の方法で保険金を支払います。

第 2 節 契約条項

（超過加入の禁止）

- 第 17 条 同一の被保険者は、保険期間を重複して 1 口を超えて加入すること（以下「超過加入」といいます。）はできません。
2. 前項の規定に反し、保険金を支払うまでに超過加入の事実が判明した場合には、当該超過加入契約の内、保険契約者が有効とする旨の意思表示をした 1 つの保険契約のみを有効とし、他の保険契約についてはすべて無条件・無催告に無効とするものとします。
 3. 保険金を支払った後に超過加入の事実が判明した場合には、当法人が指定する本保険契約のみを有効とし、保険契約者が表示した意思の内容にかかわらず、他の超過加入した保険契約はすべて無条件・無催告に無効とします。この場合無効とされた保険契約に対し、すでに支払われた保険金については、当法人はその全額を返還請求できるものとします。
 4. 前第 2 項または第 3 項により、無効とした契約については、すでに払い込まれた保険料の全額を保険契約者へ返金します。

（保険料の払い込み）

- 第 18 条 保険契約者は、本保険契約に定められた保険料を第 19 条（保険料の払込方法）

経路>)に定める払込方法で、次の各号に従い当法人に払い込むものとします。

①第1回目保険料は、当法人の定める月額保険料（以下「月額保険料」といいます。）の2か月分相当額を第2項に定める払込日に当法人に払い込むこととします。

②第2回目以降の月額保険料は、1か月分相当額の月額保険料を第2項に定める払込日に当法人に払い込むこととします。

③契約の途中で、1か月分相当額の月額保険料の払い込みがなかった場合、2か月分相当額の月額保険料を翌月の払込日に当法人に払い込むこととします。

2. 前項の規定に従い、以下の各号に定める日を保険料の払込日とします。

①当法人所定の書面の記入・捺印が完全であり、当法人が各月20日（以下「承諾締切日」といいます。）までにその加入を承諾した場合には、第1回目保険料の払込日は、承諾締切日の属する月の翌月の保険証券記載の指定振替日とします。

②第2回目以降の月額保険料の払込日は、第19条（保険料の払込方法<経路>）の定めにより第1回目保険料の払込日の属する月の翌月以降、毎月、保険証券記載の指定振替日とします。

③第9条（更新）に定める更新契約における第1回目保険料の払込日は、更新前契約の保険期間満了日の属する月の2か月前の保険証券記載の指定振込日とし、第2回目以降の保険料の払込方法は、前項第②号および第③号の規定に準ずるものとします。

（保険料の払込方法<経路>）

第19条 保険契約者は、当法人が指定した金融機関等の口座振替により、毎月当法人に払い込むこととします。

2. 前項に定める毎月の口座振替の振替日は、保険証券記載の指定振替日（以下「振替日」といいます。）とし、金融機関の口座振替休業日の場合には、翌営業日に口座振替を行います。

3. 保険料が指定振替日に振替えできないときは、次のいずれかの方法により払い込むことができます。

①当法人の指定する金融機関等の口座に送金することにより払い込む方法

②当法人の本店または当法人の指定した場所に現金を持参して払い込む方法

（保険料の払込猶予期間および本保険契約の無効または失効）

第20条 第18条（保険料の払い込み）に定める保険料の払い込みについては、次の各号に定める期間を保険料の払込猶予期間として保険料の払い込みを猶予するものとします。

- ①第18条（保険料の払い込み）第2項第①号に定める保険料については、同号に定める払込日の属する月から起算して第2回目の当該払込日の応当日までとします。この場合、責任開始日は当該保険料が払い込まれた日の属する月の翌月10日とします。
- ②第18条（保険料の払い込み）第2項第②号および第③号に定める保険料については、同号に定める払込日の属する月から起算して2か月目の当該払込日の応当日までとします。
2. 前項第②号に定める猶予期間内における月額保険料の口座振替は、当該振替日の前日までに滞納している月額保険料の全額と当月分の月額保険料をあわせて口座振替を行います。
3. 更新前契約の定められた月額保険料の最終払込日において、更新前契約に対して払い込むべき月額保険料が当法人に払い込まれていないときは、更新前契約に係わる未納月額保険料と更新契約に係わる月額保険料をあわせて保険料の口座振替を行うものとし、払込猶予期間は、前第1項第②号の定めにかかわらず、保険料の滞納が最初に生じた日の属する月から起算して3か月目の当該払込日の応当日までとします。
4. 前第1項に定める払込猶予期間内に滞納した保険料の全額が一括して当法人に払い込まれない場合には、本保険契約は、次の各号の定めによるものとします。
- ①前第1項第①号に定める保険料に係わる場合、お申し込みされた本保険契約は、無効とします。
- ②前第1項第②号または前第3項に定める保険料に係わる場合、保険料の滞納が最初に生じた日の属する月の2か月後の9日の24時をもって本保険契約は保障を終了し、その翌日から効力を失います。（「失効」といいます。）
5. 前項第②号の規定により、本保険契約が失効した日以降に生じた保険金の支払事由については、当法人は、いかなる場合においても保険金を支払いません。

第3節 本保険契約の無効・消滅・終了・取消および解約

（本保険契約の無効）

第21条 次に掲げる事由の場合、本保険契約は無効となります。

- ①保険契約者が責任開始日の前日までに死亡していたとき
- ②加入申込日において、保険契約者が第2条（保険契約者）に、被保険者が第3条（被保険者の範囲）の規定に合致していなかったとき
2. 前項各号に定める事由によって本保険契約が無効となった場合には、当法人は保険金を支払いません。また、すでに保険金を支払っていたときは、その全額につ

いて返還請求できるものとします。

3. 前第1項各号により、無効とした契約については、すでに払い込まれた保険料を全額保険契約者へ返金します。
4. 保険契約者またはその代理人が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は返金しません。

(本保険契約の消滅および消滅日)

第22条 次に掲げる事由の場合、本保険契約は消滅します。

- ①被保険者が死亡したとき。この場合、その死亡した日をもって本保険契約は消滅します。
 - ②病気高度障害保険金が支払われたとき。この場合、被保険者が別表5に定める病気高度障害状態に該当し、当法人が受取人（またはその代理人）に当該病気高度障害保険金を支払った日をもって消滅します。
 - ③不慮の事故後遺障害保険金が支払われたとき。この場合、第40条（不慮の事故後遺障害保険金の支払事由）に定める後遺障害を被り、当法人が受取人（またはその代理人）に当該不慮の事故後遺障害保険金の100%を支払った日をもって消滅します。
 - ④第7章（不慮の事故入院・手術保障条項）および第10章（病気入院・手術保障条項）に定める入院保険金の合計の支払日数が、責任開始日から通算720日に達したとき。この場合、当該保険期間の満了日（次の更新日の前日）の翌日をもって、消滅します。
 - ⑤保険契約者が第25条（本保険契約の解約）の規定により本保険契約を解約したとき。この場合、保障の終了日（第25条第2項）の翌日をもって、消滅します。
2. 前項の場合において、契約が消滅した日を基準として、翌月10日以降の保障に充当する保険料が払い込まれている場合は、当該保険料を返還します。

(本保険契約の終了および保険期間終了日)

第23条 第3条（被保険者の範囲）第1項第①号の規定により被保険者が満65歳の誕生日を経過した後の更新日の前日（「保険期間終了日」といいます。）をもって、本保険契約は終了します。

(本保険契約の取消)

第24条 保険契約者または保険金受取人の詐欺または強迫により保険契約を締結した場合には、当法人は保険契約者に対する書面による通知をもって、本保険契約を取

り消すことができます。

2. 前項の場合には、すでに払い込まれた保険料は返還しません。

(本保険契約の解約)

第 25 条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、書面にて本保険契約を解約することができます。この場合、当法人が、当法人所定の書類を受け付けた日を解約日とします。

2. 前項の場合、当法人所定の書類（別表 8－②）が各月 1 日（以下「解約受付締切日」といいます。）までに当法人で受け付けられたときは、解約受付締切日の前月の保険証券記載の指定振替日の振替えが最終振替日となり、解約受付締切日の属する月の翌月 9 日を保障の終了日（以下「保障の終了日」といい、保険契約の保障の効力は、保障の終了日の 24 時に終了するものとします。）とします。

解約した場合、保障の終了日の翌日をもって、本保険契約は消滅します。

3. 前第 1 項に規定する解約日を基準として、解約受付締切日の属する月の翌月 10 日以降の保障に充当する保険料がすでに払い込まれている場合は、当法人は、当該保険料を保険契約者に返還します。
4. 本保険契約については、解約返戻金はありません。

第4節 保険料払込口座の変更

(保険料払込口座の変更)

- 第26条 保険契約者は、当法人の承諾を得て、第19条（保険料の払込方法<経路>）第1項に定める保険料の払込方法にもとづき、指定振替口座を提携金融機関等の他の口座に変更することができます。（以下「口座変更」といいます。）
2. 保険契約者が前項の口座変更を行う場合には、当法人所定の変更届（別表8-②）および新たな口座振替依頼書を毎月20日（以下「口座変更申請締切日」といいます。）までに当法人に提出してください。
 3. 前項の変更申請が当法人で受け付けられ、かつ、承諾された場合には、前項に定める口座変更申請締切日の属する月の翌月の第19条（保険料の払込方法<経路>）第2項に定める振替日より、新たに口座変更された指定口座からの保険料の振替えを行います。

第5節 保険契約の復活

(保険契約の復活)

- 第27条 保険契約者は、本保険契約が第20条（保険料の払込猶予期間および本保険契約の無効または失効）第4項第②号により失効した場合、効力を失った日から起算して3か月以内は当法人所定の書類（別表8-②）を提出して保険契約の復活を請求することができるものとします。
2. 当法人所定の書類の記入・捺印が完全であり、当法人が各月末日（以下「復活承諾締切日」といいます。）までにその復活を承諾した場合には、保険契約失効後はじめての保険料の払込日は、復活承諾締切日の属する月の翌月の第19条（保険料の払込方法<経路>）第2項に定める指定振替日とします。
 3. 第8条（責任開始日および保険期間）第1項および第18条（保険料の払い込み）第1項第①号の規定は、本条の場合に準用します。
 4. 保険契約の復活は、保険期間を通じて1回限りとします。

第6節 保険金受取人の変更

(保険金受取人の変更)

- 第28条 保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、当法人に対する通知により、保険金受取人を変更することができます。

2. 前項の通知をするときは、当法人が指定する書類（別表 8-②）を当法人に提出しなければなりません。この場合、当法人は保険証券またはそれに代わる書面に表示します。
3. 第 1 項の通知が当法人に到達前に変更前の保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても当法人はこれを支払いません。

（遺言による保険金受取人の変更）

- 第 29 条 前条（保険金受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。
2. 前項の保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が当法人に通知しなければ、これを当法人に対抗することはできません。

第 3 章 保険金の請求、支払時期および支払場所

（保険金の請求、支払時期および支払場所）

- 第 30 条 保険金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者またはその保険金の受取人は、ただちに当法人に通知してください。
2. 保険金受取人は保険金の請求をするときは、当法人が指定する書類（別表 8-①）を提出してください。
 3. 保険金は、保険金の請求に必要な書類が当法人に到着した日の翌日から起算して 5 営業日以内に、保険金受取人の指定した金融機関等の口座に支払います。
 4. 保険金を支払うために事実の確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時まで当法人に提出された書類だけでは確認ができないときには、それぞれ当該各号に定める事項の確認（当法人の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当法人に到達した日の翌日から起算して 45 日を経過する日とします。
 - ①保険金支払事由発生の有無の確認が必要な場合
事故の発生状況、被保険者の死亡、入院、手術、通院または所定の高度障害、後遺障害状態に該当する事実の有無
 - ②保険金支払いの免責事由に該当する可能性がある場合

保険金が支払われない事由として本保険契約において定める事由に該当する
事実の有無

③告知義務違反に該当する可能性がある場合

告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に至った原因

④この約款に定める重大事由、詐欺、強迫または不法取得目的に該当する可能性
がある場合

前第②号に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは保険金受取人の
保険契約締結の目的または保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から
保険金請求までにおける事実

5. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項について特別な照会や調査が不可欠な場合には、前第3項または第4項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当法人に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。
- ①前項第①号、第②号または第④号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他の法令に基づく照会……………180日
- ②前項第①号、第②号または第④号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定……………180日
- ③前項第①号、第②号または第④号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合においては、前項第①号、第②号または第④号に定める事項に関する送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会……………180日
- ④前項各号に定める事項についての日本国外における調査……………180日
6. 前第4項および第5項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（当法人の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます）は、当法人は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅延の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
7. 前第4項および第5項の確認をする場合、保険金を支払うために確認が必要な事項および保険金を支払うべき期限を、当法人は、保険金を請求した者に通知します。
8. 当法人は前第3項から第5項に定める期日をこえて保険金を支払う場合は、その期日の翌日から当法人所定の利率で計算した遅延利息を保険金の受取人に支払います。ただし、前第6項の定めにより生じた確認が遅延した期間については、

当法人は、遅滞の責任を負わず、その間の遅滞利息を支払いません。

9. 本条に関する規定は、個人賠償責任補償には適用しません。個人賠償責任補償については、第70条（保険金の支払時期および支払場所）に定める規定を適用します。

（時効）

- 第31条 本保険契約にもとづく保険金の支払いまたは保険料の返還を請求する権利は、保険金の支払事由または保険料の返還事由が生じた日の翌日からその日を含めて3年間請求がない場合には、時効により消滅します。

（準拠法）

- 第32条 本約款の解釈については、日本国の法令に準拠します。

（管轄の裁判所）

- 第33条 本保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、当法人または保険金の受取人の住所地を管轄する日本国内にある地方裁判所（本庁とします）のみをもって、合意における管轄裁判所とします。

第4章 保険料の増額または保険金の減額・削減支払

（更新時における契約条件等の変更）

- 第34条 当法人は、その業務または財産の状況に照らして特定保険業の継続が困難になる蓋然性がある場合には、第9条（更新）の規定にかかわらず、当法人の定めるところにより、本保険契約の更新に際して、主務官庁の認可を得て、次の変更（以下、本条において「契約条件の変更等」といいます。）を行うことがあります。
- ①保険料を増額し、または保険金を減額すること
 - ②保険契約の更新を行わないこと
2. 前項に定める契約条件の変更等を行う場合、当法人は、契約条件の変更等の内容について、特別の事情がある場合を除き、その対象となる保険契約の保険期間満了日の2か月前までに保険契約者へ通知します。

（保険期間中の保険料の増額または保険金の減額）

- 第 35 条 当法人は、その業務または財産の状況に照らして特定保険業の継続が困難となる蓋然性がある場合には、当法人の定めるところにより、保険期間中において、主務官庁の認可を得て、保険料を増額し、または保険金を減額する変更（以下、本条において「契約条件の変更」といいます。）を行うことがあります。
2. 前項に定める契約条件の変更を行う場合、当法人は、契約条件の変更の内容について、特別の事情がある場合を除き、主務官庁の認可を取得したのち、ただちにその対象となる保険契約の保険契約者に通知します。

（保険期間中の保険金の削減支払）

- 第 36 条 本約款の各保障条項に定める保険金を支払わない場合で規定している以外の想定外の事象発生により、保険金の支払事由が一時に多数発生し、当該保険事故による保険金を全額支払うとした場合に、当法人の収支状況を著しく悪化させると認められるときは、当法人は、該当する保険金の全額または一部を削減して支払うことがあります。
- 保険金を削減して支払うときは、当法人は保険金の受取人に通知します。

第 5 章 不慮の事故死亡保障条項

第 1 節 不慮の事故死亡保険金を支払う場合

（不慮の事故死亡保険金の支払事由）

- 第 37 条 不慮の事故死亡保険金の支払事由とは、被保険者が保険期間内に急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被り、その傷害の直接の結果として事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡したことをいいます。
2. 前項の傷害には身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収または摂取したときに生ずる中毒症状（継続的に吸入・吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。）を含みます。
- ただし、細菌性食物中毒は含みません。

（不慮の事故死亡保険金の支払い）

- 第 38 条 当法人は、被保険者が前条（不慮の事故死亡保険金の支払事由）に該当した場合に、不慮の事故死亡保険金を支払います。

第2節 不慮の事故死亡保険金を支払わない場合

(不慮の事故死亡保険金を支払わない場合)

第39条 当法人は、次の各号に掲げる事由によって生じた事故を原因とする場合またはこれらに該当する場合には、不慮の事故死亡保険金を支払いません。

- ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意
- ②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ③被保険者が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで、または飲酒・麻薬・大麻・あへん・覚醒剤・シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- ④地震、噴火またはこれらによる津波
- ⑤戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動（この約款においては、群集または多数の者の集団の行動によって、全国あるいは一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- ⑥核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑦前第④号から第⑥号の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱にもとづいて生じた事故
- ⑧第⑥号以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑨被保険者に対する刑の執行
- ⑩被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑪被保険者の妊娠・出産、外科的手術またはその他の医療処置に起因するときただし、本保険において保険金を支払うべき傷害を治療する場合はこの限りではありません。
- ⑫被保険者が、自動車、原動機付自転車、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類する乗用具による競技、競争、興行（いずれもそのための練習を含みます。）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。）をしている間の事故ただし、自動車または原動機付自転車をを用いて道路上でこれらのことを行っている間については、この限りではありません。
- ⑬航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（定期便・不定期便を問いません。）以外の航空機（グライダーおよび飛行船を除きます。）を被保険者が、操縦している際の事故

⑭別表 3 記載の運動等を行なっている間に生じた事故

第 6 章 不慮の事故後遺障害保障条項

第 1 節 不慮の事故後遺障害保険金を支払う場合

(不慮の事故後遺障害保険金の支払事由)

第 40 条 不慮の事故後遺障害保険金の支払事由とは、被保険者が第 37 条（不慮の事故死亡保険金の支払事由）に定める傷害を被りその直接の結果として事故の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害（身体に残された将来においても回復できない機能の重大な障害または身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった傷害が治った後のものをいいます。）が生じたことをいいます。

2. 前項の規定にかかわらず、被保険者が事故の日からその日を含めて 180 日を超えてもなお治療を要する状態にあるときは、当法人は、事故の日からその日を含めて 181 日目における医師の診断にもとづき後遺障害の程度を認定します。

(不慮の事故後遺障害保険金の支払い)

第 41 条 当法人は、被保険者が前条（不慮の事故後遺障害保険金の支払事由）に該当した場合には、障害の程度により不慮の事故後遺障害保険金額に、別表 4 に掲げる割合を乗じて得た額を限度として不慮の事故後遺障害保険金を支払います。

2. 前項にいう別表 4 の各号に掲げていない後遺障害に対しては、被保険者の職業、年齢、社会的地位等に関係なく身体の障害の程度に応じ、かつ、別表 4 の各号の区分に準じて、不慮の事故後遺障害保険金の支払額を決定します。
3. 同一の事故により、2 種以上の後遺障害が生じた場合には、当法人は、各々の後遺障害に対して前第 1 項および第 2 項の規定を適用し、その合計額を支払います。

ただし、別表 4 に規定する上肢（腕および手）または下肢（脚および足）の後遺障害に対しては、1 肢ごとの不慮の事故後遺障害保険金は不慮の事故後遺障害保険金額の 60%をもって限度とします。

4. 被保険者が同一の保険期間内に 2 回以上の異なる事故を原因として後遺障害を被った場合には、各々の後遺障害に対して支払われるべき不慮の事故後遺障害保険金の合計額は、保険期間を通じ、不慮の事故後遺障害保険金額をもって限度とします。

5. 被保険者が不慮の事故後遺障害を被ったとき、すでに身体に存在していた他の後遺障害または、不慮の事故後遺障害を被った後に新たに被った他の後遺障害の影響による障害の程度の認定については、第16条（他の身体障害または傷病の影響）の規定に準じてこれを認定し、前第1項から第4項までの規定を適用します。
6. 当法人が、前条（不慮の事故後遺障害保険金の支払事由）に定める不慮の事故後遺障害保険金を支払った後に、不慮の事故死亡保険金の支払請求を受けた場合、当法人は、不慮の事故死亡保険金額からすでに支払った不慮の事故後遺障害保険金の額を差し引いた残額を不慮の事故死亡保険金として支払うものとします。
7. 当法人が、不慮の事故死亡保険金または不慮の事故後遺障害保険金を支払う前に、不慮の事故死亡保険金および不慮の事故後遺障害保険金の双方の支払請求を受けた場合には、当法人は、不慮の事故死亡保険金のみを支払い、不慮の事故後遺障害保険金は支払いません。
8. 被保険者が、前条（不慮の事故後遺障害保険金の支払事由）に該当し、当法人が受取人（またはその代理人）に当該後遺障害保険金の給付割合を通算して100%支払った日をもって、本保険契約は消滅します。この場合、契約が消滅した日を基準として、翌月10日以降の保障に充当する保険料が払い込まれている場合は、当法人は当該保険料を返還します。

第2節 不慮の事故後遺障害保険金を支払わない場合

（不慮の事故後遺障害保険金を支払わない場合）

第42条 当法人は、次の各号に掲げる事由によって生じた事故を原因とする場合またはこれらに該当する場合には不慮の事故後遺障害保険金を支払いません。

- ①第39条（不慮の事故死亡保険金を支払わない場合）第1項第①号から第⑭号に掲げる事由によるとき
- ②原因のいかんを問わず頸椎捻挫、バレリュー症候群、頸椎神経根症、脊髄症等の頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛、背痛、椎間板ヘルニアで愁訴を裏付けるに足る医学的他覚所見（レントゲン、脊髄造影術、椎間板造影術等の検査による器質的変化）が認められないもの

第7章 不慮の事故入院・手術保障条項

第1節 不慮の事故入院保険金を支払う場合

(不慮の事故入院保険金の支払事由)

第43条 不慮の事故入院保険金の支払事由とは、被保険者が第37条（不慮の事故死亡保険金の支払事由）の傷害を被りその直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、次の各号のいずれかに該当した場合をいいます。

- ①入院（医師による治療が必要な場合において、自宅等で治療が困難なため、病院または診療所に入り、つねに医師の管理下において治療に専念することをいいます。）した場合
- ②別表6に定める各号のいずれかに該当し、かつ、医師による治療を受けた場合

(不慮の事故入院保険金の支払い)

第44条 当法人は、被保険者が前条（不慮の事故入院保険金の支払事由）に該当した場合には、その期間に対し事故の日からその日を含めて180日以内の期間のうち80日を限度として、1日につき不慮の事故入院保険金日額を支払います。

2. 被保険者が、不慮の事故入院保険金の支払いを受けられる期間中に、他の傷害を被ったとしても、当法人は、重複しては不慮の事故入院保険金を支払いません。
3. 当法人は、いかなる場合においても、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては不慮の事故入院保険金を支払いません。

(不慮の事故入院保険金の支払限度日数)

第45条 本章に定める不慮の事故入院保険金および第10章（病気入院・手術保障条項）に定める病気入院保険金で支払われる合計の支払日数が、責任開始日から通算して720日に達したときは、本保険契約は保険期間満了日をもって終了します。この場合、第22条（本保険契約の消滅および消滅日）第1項第④号の規定により当該保険期間の満了日（次の更新日の前日）の翌日をもって、本保険契約は消滅します。

(不慮の事故手術保険金の支払い)

第46条 当法人は、不慮の事故入院保険金が支払われる場合に、被保険者が事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において不慮の事故入院保険金を支払うべき傷害の治療を直接の目的として、別表7に定める手術を受けたと

きは、不慮の事故入院保険金日額に手術の種類に応じて、別表7に定める倍率（1事故にもとづく傷害に対して2以上の手術を受けた場合、その内最も高い倍率）を乗じた額を手術保険金として被保険者に支払います。
ただし、1事故にもとづく傷害について、1回の手術に限ります。

第2節 不慮の事故入院保険金を支払わない場合

（不慮の事故入院保険金を支払わない場合）

第47条 当法人は、第42条（不慮の事故後遺障害保険金を支払わない場合）第1項第①号および第②号に掲げる事由によって生じた事故を原因とする場合またはこれらに該当する場合には不慮の事故入院保険金を支払いません。

第8章 病気死亡保障条項

第1節 病気死亡保険金を支払う場合

（病気死亡保険金の支払事由）

第48条 病気死亡保険金の支払事由とは、被保険者が責任開始日から起算して30日を経過した日以降に発病した病気を原因として保険期間内に死亡したことをいいます。

2. ただし、第8条（責任開始日および保険期間）第2項に定める悪性新生物を原因としたときは、責任開始日から責任開始日を含めて90日を経過した日の翌日以降に発病し、保険期間内に死亡したことをいいます。

（病気死亡保険金の支払い）

第49条 当法人は、被保険者が保険期間内に前条（病気死亡保険金の支払事由）に該当した場合に、病気死亡保険金を支払います。

第2節 病気死亡保険金を支払わない場合

(病気死亡保険金を支払わない場合)

第50条 当法人は次の各号に掲げる事由によって生じた事故を原因とする場合またはこれらに該当する場合には、病気死亡保険金を支払いません。

- ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
- ②責任開始日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺
- ③被保険者の犯罪行為、闘争行為
- ④核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑤第④号の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱にもとづいて生じた事故
- ⑥第④号以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑦被保険者に対する刑の執行
- ⑧後天性免疫不全症候群（エイズ）
- ⑨加入申込日において身体に障害のある場合、その身体障害を原因とする支払事由
- ⑩責任開始日より5年以内の、加入申込日において認められる既往症を原因とする支払事由

第9章 病気高度障害保障条項

第1節 病気高度障害保険金を支払う場合

(病気高度障害保険金の支払事由)

第51条 病気高度障害保険金の支払事由とは、被保険者が責任開始日以降に発病した病気を直接の原因として、保険期間中に別表5に記載の高度障害状態になったことをいいます。

2. ただし、第8条（責任開始日および保険期間）第2項に定める悪性新生物を原因としたときは、責任開始日から責任開始日を含めて90日を経過した日の翌日以降に発病し、保険期間内に別表5に記載の高度障害状態になったことをいいます。

(病気高度障害保険金の支払い)

- 第 52 条 当法人は、被保険者が前条（病気高度障害保険金の支払事由）に該当した場合に病気高度障害保険金を支払います。
2. ただし、不慮の事故死亡保険金、病気死亡保険金および不慮の事故後遺障害保険金を支払う前に、病気高度障害保険金の支払請求を受け、病気高度障害保険金が支払われたときは、当法人は不慮の事故死亡保険金、病気死亡保険金および不慮の事故後遺障害保険金を支払いません。
- また、不慮の事故死亡保険金および病気死亡保険金を支払った場合には、その支払後に病気高度障害保険金の請求を受けても、当法人は病気高度障害保険金を支払いません。
3. 保険期間満了日において、被保険者の障害状態の回復の見込みがないことが明らかでないために、病気高度障害保険金の支払事由に該当しない場合には、保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込みがないことが明らかになったときに、当法人は、保険期間満了日に別表 5 に記載する高度障害状態になったものとして、病気高度障害保険金を支払います。
4. 被保険者が、前条（病気高度障害保険金の支払事由）に該当し、当法人が受取人（またはその代理人）に当該病気高度障害保険金を支払った日をもって、本保険契約は消滅します。この場合、契約が消滅した日を基準として、翌月 10 日以降の保障に充当する保険料が払い込まれている場合は、当法人は当該保険料を返還します。

第 2 節 病気高度障害保険金を支払わない場合

(病気高度障害保険金を支払わない場合)

- 第 53 条 当法人は、第 50 条（病気死亡保険金を支払わない場合）第 1 項第①号から第⑩号に掲げる事由によって生じた事故を原因とする場合、またはこれらに該当する場合には、病気高度障害保険金を支払いません。

第10章 病気入院・手術保障条項

第1節 病気入院保険金を支払う場合

(病気入院保険金の支払事由)

第54条 病気入院保険金の支払事由とは、被保険者が責任開始日以降に発病した病気を原因としてその治療を目的に病院または診療所に継続して5日以上入院をしたことをいいます。

2. ただし、第8条(責任開始日および保険期間)第2項に定める悪性新生物を原因としたときは責任開始日から責任開始日を含めて90日を経過した日の翌日以降に発病し、継続して5日以上入院をしたことをいいます。

(病気入院保険金の支払い)

第55条 当法人は、被保険者が前条(病気入院保険金の支払事由)に定める入院を開始して病気入院保険金を支払う場合、1回の入院について80日を限度として、1日につき病気入院保険金日額を支払います。

2. 被保険者が、同一の病気(これと医学的に相当因果関係がある病気を含みます。)を直接の原因として、その治療目的のために2回以上入院した場合には、病気入院保険金が支払われた最後の退院の日の翌日から起算して、次の入院開始日までの期間が90日以内のときは、これを1回の入院とみなし、前第1項の規定を適用します。ただし、本項の規定により、1回の入院とみなされる入院であっても、次の入院開始日が、本保険契約の消滅日をこえる場合には、当法人は、次の入院については、病気入院保険金を支払いません。保険期間終了日においてもなお継続している場合においては、この限りではありません。
3. 前項の規定にかかわらず、次のいずれかの事由に該当する入院については、1回の入院とはみなさず、新たな入院として取り扱い、前条(病気入院保険金の支払事由)の規定を適用します。
 - ①前項による病気入院保険金が支払われた最後の退院の日の翌日から起算して、90日を経過した後に開始した入院をしたとき。
 - ②被保険者が、2回以上入院した場合で、最後の退院の日の翌日から起算して90日以内であっても、最後の入院の原因となった病気と次の入院の原因となった病気がまったく異なる場合、または医学的に相当因果関係がないとき。
4. 前第2項において、被保険者が、2回以上入院しかつ1回の入院とみなされる場合において、最後の入院の原因となった病気と次の入院の原因となった病気が同一であるとき、または、医学的に相当因果関係にあるときは、次の入院が継続

して5日に満たない場合でも最後の入院が継続して5日以上ある場合は、次の入院期間を継続して5日以上とみなし、病気入院保険金を支払います。

5. 被保険者が、病気入院保険金支払事由に該当する入院を開始したとき、異なる病気を併発していた場合、またはその入院中に異なる病気を併発した場合には、当該入院開始の原因となった病気により継続して入院したものとみなし、前第4項の規定を適用します。
6. 被保険者が、病気入院保険金の支払いを受けられる期間中に、本約款に定める他の新たな入院保険金を支払うべき事由を被ったとしても、当法人は保険金を支払いません。

(病気入院保険金の支払限度日数)

第56条 本章に定める病気入院保険金および第7章(不慮の事故入院・手術保障条項)に定める不慮の事故入院保険金で支払われる合計の支払日数が、責任開始日から通算して720日に達したときは、本保険契約は保険期間満了日をもって終了します。この場合、第22条(本保険契約の消滅および消滅日)第1項第④号の規定により当該保険期間の満了日(次の更新日の前日)の翌日をもって、本保険契約は消滅します。

(病気手術保険金の支払い)

第57条 当法人は、病気入院保険金が支払われる場合に、病院または診療所において病気入院保険金を支払うべき病気の治療を直接の目的として、別表7に定める手術を受けたときは、病気入院保険金日額に手術の種類に応じて、別表7に定める倍率を乗じて算出された金額を病気手術保険金として支払います。
ただし、病気入院保険金が支払われる場合において、1回とみなされる入院について、1回の手術に限ります。

第2節 病気入院保険金を支払わない場合

(病気入院保険金を支払わない場合)

第58条 当法人は、次の各号に掲げる事由によって生じた事故を原因とする場合またはこれらに該当する場合には、病気入院保険金を支払いません。

- ①第50条(病気死亡保険金を支払わない場合)第1項第①号から第⑩号に掲げる事由によるとき
- ②原因のいかんを問わず頸椎捻挫、バレリュー症候群、頸椎神経根症、脊髄症等の頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛、背痛、椎間板ヘルニア

で愁訴を裏付けるに足りる医学的他覚所見（レントゲン、脊髄造影術、椎間板造形術等の検査による器質的変化）が認められないもの

- ③痔核・痔瘻・脱肛等およびこれらに起因する疾病
- ④歯科疾病
- ⑤分娩のための入院（当法人が異常分娩と認めたときを除きます。）

第 11 章 個人賠償責任補償条項

（適用約款）

第 59 条 総則、一般条項については、第 1 章・第 2 章を準用します。

（個人賠償責任補償の被保険者の範囲）

第 60 条 この補償条項における被保険者は、次の者をいいます。

ただし、責任無能力者は含まないものとします。

- ①第 3 条（被保険者の範囲）に定める被保険者（以下「本人」といいます。）
- ②本人の配偶者
- ③本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
- ④本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

（個人賠償責任保険金の支払事由）

第 61 条 個人賠償責任保険金（以下「保険金」といいます。）の支払事由とは、次の各号に掲げる事故により、他人〔前条（個人賠償責任補償の被保険者の範囲）に定める被保険者以外の者をいいます。以下同様とします。〕の身体の障害または他人の財物の滅失、き損もしくは汚損に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったことをいいます。

- ①前条（個人賠償責任補償の被保険者の範囲）に定める被保険者の日常生活〔住宅（敷地内の動産および不動産を含みます。以下「住宅」といいます。）以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。〕に起因する偶然な事故
- ②被保険者本人が申込書にまたは所定の書面により当法人に通知した、居住の用に供される住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故

（保険金を支払わない場合 ……その 1）

第 62 条 当法人は、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません

ん。

- ①保険契約者または被保険者の故意
- ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類
似の事変または暴動
- ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その
他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故

(保険金を支払わない場合 ……その2)

第 63 条 当法人は、被保険者が次の各号に掲げる損害賠償責任を負担することによって
被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ①被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ②もっぱら被保険者の職務の用に供される動産または不動産（住宅の一部がも
っぱら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。）の所有、
使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ④被保険者の使用人（被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。）が
被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ⑤被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、
その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正
当な権利を有するものに対して負担する損害賠償責任
- ⑦被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑧被保険者の、または被保険者の指図による暴行・殴打に起因する損害賠償責任
- ⑨航空機、船舶・車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）または
銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ⑩排水または排気（煙を含みます。）に起因する損害賠償責任

(保険金の範囲)

第 64 条 当法人が支払う保険金の範囲は、次の各号に掲げるものに限ります。

- ①被保険者が被害者に対して法律上の賠償責任を負担することによって、実際
に被害者に弁済した賠償金額もしくは被害者が承諾した賠償金額。損害賠償
金には、判決により支払いを命じられた訴訟費用および判決までの遅延損害
額を含みます。
- ②第 61 条（個人賠償責任保険金の支払事由）の事故が発生した場合において、
被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、被保険者が被害者のために

支出した応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用、およびその支出についてあらかじめ当法人の書面による同意を得た費用

- ③第 66 条(事故の発生)第 1 項第②号および第③号の場合において被保険者が、当法人の承諾を得て支出した費用または有益な費用
- ④被保険者が当法人の承諾を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に要した費用
- ⑤第 67 条 (損害賠償責任解決の特則) 第 1 項の協力のために被保険者が直接要した費用

(保険金の支払額)

第 65 条 当法人が 1 回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の各号の金額の合計額とします。

- ①前条 (保険金の範囲) 第①号から第③号の規定により計算した損害額。
ただし、個人賠償責任保険金額 (以下「支払限度額」といいます。) を限度とし、保険証券に記載された自己負担額を超過する場合に限りません。
- ②前条 (保険金の範囲) 第④号および第⑤号に規定する費用についてはその全額。
ただし、前条 (保険金の範囲) 第④号の費用は、前条 (保険金の範囲) 第①号の損害賠償金の額が支払限度額をこえる場合は、その支払限度額の前条 (保険金の範囲) 第①号の損害賠償金の額に対する割合によってこれを支払います。

(事故の発生)

第 66 条 保険契約者または被保険者は、第 61 条 (個人賠償責任保険金の支払事由) の事故により他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことを知ったときは、次の各号に掲げる事項を行わなければなりません。

- ①事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者があるときはその住所、氏名を、また損害賠償の請求を受けたときはその内容を、遅滞なく書面をもって当法人に通知すること
- ②他人から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続きをとること
- ③損害の防止または軽減するために必要な措置を講ずること
- ④損害賠償責任の全部または一部を承諾しようとするときは、あらかじめ当法人の承諾を得ること。ただし、応急手当、護送、その他緊急措置については、この限りではありません。
- ⑤損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとするとき、または提起されたときは、ただちに書面をもって当法人に通知すること

2. 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前項各号に規定する義務に違反したときは、当法人は、前項第①号、第②号および第⑤号の場合には、取得すべき権利の行使によって受けとることができたと認められる額を、また、前項第③号の場合には防止または軽減することができたと認められる額を、前項第④号の場合には当法人が損害賠償責任がないと認めた額を、それぞれ控除して、保険金の額を決定します。

(損害賠償責任解決の特則)

第 67 条 当法人は、必要と認めるときは被保険者に代わって自己の費用で損害賠償責任の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は当法人の求めに応じ、その遂行について当法人に協力しなければなりません。

2. 被保険者が正当な事由がなく前項の協力に応じないときは、当法人は、協力があったならば、軽減できたとと思われる損害額を控除して支払額を決定します。

(重複契約の取扱い)

第 68 条 この補償条項によって支払われる損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約（以下「他の保険契約等」といいます。）がある場合において、それぞれの契約について他の保険契約等がないものとして算出した支払責任額の合計額（以下「支払限度額」といいます。）が損害の額を超えるときは、当法人は、次の各号に定める額を保険金として支払います。

- ①他の保険契約等から保険金が支払われていない場合

本保険契約の支払責任額

- ②他の保険契約等から保険金が支払われた場合

支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、本保険契約の支払責任額を限度とします。

(代位)

第 69 条 当法人が、第 61 条（個人賠償責任保険金の支払事由）の損害に対して保険金を支払ったときは、損害が生じたことにより被保険者が取得した損害賠償請求権その他の債権は当法人に移転します。

ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ①当法人が損害の額の全額を保険金として支払った場合、被保険者が取得した債権の全額

- ②前号以外の場合、被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

2. 前項第②号の場合において、当法人に移転せずに被保険者が引き続き有する債

権は、当法人に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

3. 保険契約者または被保険者は、当法人が取得する前第1項および前2項の債権の保全および行使ならびにそのために当法人が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当法人に協力するために必要な費用は、当法人の負担とします。

(保険金の支払時期および支払場所)

第70条 保険金は、保険金の請求に必要な書類(別表8-①)が当法人に到着した日の翌日から起算して10営業日以内に、保険金受取人の指定した金融機関等の口座に支払います。

2. 保険金を支払うために事実の確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時まで当法人に提出された書類だけでは確認ができないときには、それぞれ当該各号に定める事項の確認(当法人の指定した医師による診断を含みます。)を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当法人に到達した日の翌日から起算して30日を経過した日とします。

①保険金支払事由発生の有無の確認が必要な場合

事故の原因、事故の発生状況、損害発生の有無

②保険金支払いの免責事由に該当するかどうかの確認が必要な場合

保険金が支払われない事由として本保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③保険金を算出するための確認が必要な場合

損害の額、事故と損害との関係

④この約款に定める重大事由、詐欺、強迫または不法取得目的に該当する可能性がある場合

前第②号および第③号に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは保険金受取人の保険契約締結の目的または保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求までにおける事実

⑤前各号のほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権の有無等、当法人が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

3. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項について特別な照会や調査が不可欠な場合には、前第1項および第2項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当法人に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。

- ①前項第①号から第④号までに定める事項を確認するため、警察、検察等公の機関による捜査・調査結果の照会。(弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他の法令に基づく照会を含みます。)……………180日
- ②前項第①号から第④号までの事項を確認するための医療機関、専門機関等による鑑定あるいは調査機関による調査。……………90日
4. 前第2項および第3項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(当法人の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、当法人は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅延の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
5. 前第2項および第3項の確認をする場合、当法人は保険金を支払うために確認が必要な事項および保険金を支払うべき期限を、保険金を請求した者に通知します。
6. 当法人は前第1項から第3項に定める期日をこえて保険金を支払う場合には、その期日の翌日から当法人所定の利率で計算した遅延利息を保険金受取人に支払います。ただし、前第4項の定めにより生じた確認が遅延した期間については、当法人は、遅滞の責任を負わず、その間の遅滞利息は支払いません。

＜別表1＞ 慢性疾患

- ①悪性新生物… がん、肉腫、筋腫、白血病、脳腫瘍、脊髄腫瘍、脊椎腫瘍など
- ②循環器系疾患… 心臓弁膜症、心筋梗塞、狭心症、心不全、大動脈狭窄、解離性大動脈瘤、冠動脈硬化症、心房細動など（人工ペースメーカー装着も不可）
- ③中毒症… 覚醒剤、抗うつ剤、抗神経病薬、麻薬、抗けいれん剤などの常用や中毒、アルコール中毒など
- ④精神および神経疾患… 統合失調症、そううつ病、多発性硬化症、脳性麻痺、てんかん症、パーキンソン病、多発性神経炎など
- ⑤脳血管疾患… 脳卒中、脳出血、脳血栓、くも膜下出血・脳梗塞、脳軟化症、脳塞栓症など
- ⑥腎臓疾患… 慢性腎炎、ネフローゼ症候群、腎不全、糸球体腎炎など（人工透析も不可）
- ⑦高血圧症
- ⑧糖尿病およびその他代謝障害
- ⑨消化器疾患… 肝硬変、慢性肝炎（B・C型）・急性肝炎（B型肝炎、C型肝炎、非A非B型肝炎）、脂肪肝、膵炎（慢性・急性）、潰瘍性大腸炎、食道静脈瘤、クローン病など
- ⑩血管および血液疾患… 血友病、再生不良性貧血、紫斑病など
- ⑪特定疾患および伝染病・感染症… 膠原病、ベーチェット症候群、全身性強皮症、全身性エリテマトーデス（SLE）、多発性筋炎、シュエグレン病、後天性免疫不全症候群（エイズ）、肺結核、腎結核、梅毒など
- ⑫骨および運動器疾患… 慢性関節リウマチ、脊椎すべり症、脊椎分離症、変形性脊椎症、頸椎後縦靭帯骨化症、骨髄炎、脊髄損傷、脊椎損傷など（人工骨頭または人口関節置換も不可）

＜別表2＞ 加入できない職業

- 1) 競馬・競輪・オートレース・競艇その他これらに類する職業競技に従事する者
- 2) 職業スポーツ家（力士・プロボクサー・プロレスラー・格闘技家・プロ野球選手・プロサッカー選手・プロゴルファー・プロサーファー等）
- 3) カーレーサー・オートバイレーサー
- 4) 馬手・厩務員
- 5) テストドライバー・テストライダーその他これらに類する職業に従事する者
- 6) スノーボードインストラクター・ダイビングインストラクター・サーフィンインストラクター
- 7) 水中カメラマン

- 8) スタントマン
- 9) 登山家・冒険家・探検家
- 10) サーカス・曲芸等に従事する者
- 11) 猛獣調教技師（動物園の飼育係を含む）
- 12) 定期便以外の航空機に搭乗することを職務とする者
- 13) 船舶関係従事者（パーサー・航海士・機関士・甲板員・船舶給仕従事者・水先人等）
- 14) 漁船乗組員、海藻類・貝類採取作業員、水産養殖作業員（海面）
- 15) 潜水作業員
- 16) 自衛官のうち航空機搭乗員・空挺隊員・船舶乗船員
- 17) レスキュー隊員（一般消防隊員は引受可）
- 18) バイク便運送従事者
- 19) 高所作業員（ただし、3階以上の建物または10m以上で作業を行う者）
- 20) 地下作業員（地下工事における現場監督を含む作業員）
- 21) 採鉱・採石作業員（採鉱員、坑外作業員）、石切出作業員、さく井工、採油工、じゃり・砂・粘土採取作業員、発破員、ダム・トンネル掘さく工、天然ガス採取工
- 22) 強酸・劇毒物・火薬爆発物製造作業員・取扱者
- 23) 原子力発電所技術員・作業員
- 24) 産業廃棄物作業員・運転手（営業・事務は引受可）
- 25) 暴力団、的屋、博徒
- 26) 行商・露天商およびこれらに準ずる職業に従事する者
- 27) 解体業従事者およびその経営者
- 28) 風俗営業法第2条第1項の1～8号に掲げる「風俗関連営業」に従事する者およびその経営者
- 29) 麻雀業従事者およびその経営者
- 30) パチンコ・スロットマシン・麻雀等遊技等により生計を立てている者
- 31) ファッションホテル従事者・経営者（連れ込み旅館等を含む）
- 32) 無担保で融資している金融業（サラ金）の経営者、従事者（上場・店頭公開会社を除く）
- 33) 新聞勧誘員（専業者）
- 34) パブ・スナック・バー・キャバレー等の従業員、アルバイト、パート（経営者・バーテンダーは引受可）
- 35) パチンコ店のアルバイト・パート（経営者、社員は引受可）

＜別表 3＞ 危険な運動

- ①山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）
- ②リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗
- ③超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗
- ④ジャイロプレーン搭乗
- ⑤その他上記①から④に類する危険な運動

＜別表 4＞ 不慮の事故後遺障害給付割合

1. 眼の障害	
①両眼が失明したとき	100%
②1眼が失明したとき	60%
③1眼の矯正視力が0.6以下となったとき	5%
④1眼が視野狭窄（正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいう）となったとき	5%
2. 耳の障害	
①両耳の聴力をまったく失ったとき	80%
②1耳の聴力をまったく失ったとき	30%
③1耳の聴力が50デシベル以上で通常の話声を解さないとき	5%
3. 鼻の障害	
①鼻の機能に著しい障害を残すもの	20%
4. 咀嚼、言語の障害	
①咀嚼または言語の機能をまったく廃したとき	100%
②咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すとき	35%
③咀嚼または言語の機能に障害を残すとき	15%
④歯に5本以上の欠損が生じたとき	5%
5. 外貌（顔面・頭部・頸部をいう）の醜状	
①外貌に著しい醜状を残すとき	15%
②外貌に醜状（顔面においては直径2cmのはん痕、長さ3cmの線状痕程度をいう）を残すとき	3%
6. 脊柱の障害	
①脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を残すとき	40%

②脊柱に運動障害を残すとき	30%
③脊柱に奇形を残すとき	15%
7. 腕（手関節以上をいう）、脚（足関節以上をいう）の障害	
①1腕または1脚を失ったとき	60%
②1腕または1脚の3大関節中の2関節または3関節の機能をまったく廃したとき	50%
③1腕または1脚の3大関節中の1関節の機能をまったく廃したとき	35%
8. 手指の障害	
①1手の拇指を指関節（指節間関節）以上で失ったとき	20%
②1手の拇指の機能に著しい障害を残すとき	15%
③拇指以外の1指を第2指関節（遠位指節間関節）以上で失ったとき	8%
④拇指以外の1指の機能に著しい障害を残すとき	5%
9. 足指の障害	
①1足の第1足指を趾関節（指節間関節）以上で失ったとき	10%
②1足の第1足指の機能に著しい障害を残すとき	8%
③第1足指外の1足指を第2趾関節（遠位指節間関節）以上で失ったとき	5%
④第1足指外の1足指の機能に著しい障害を残すとき	3%
10. その他身体の著しい障害により終身自用を弁ずることができないとき	100%

(注) 第7項、第8項および第9項の規定中「以上」とは、当該関節より心臓に近い部分をいいます。

<別表5> 病気高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

- 1) 両眼の視力をまったく永久に失ったもの
- 2) 言語または咀嚼の機能をまったく永久に失ったもの
- 3) 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身つねに介護を要するもの
- 4) 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身つねに介護を要するもの
- 5) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
- 6) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
- 7) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
- 8) 1上肢の用をまったく永久に失い、かつ1下肢を足関節以上で失ったもの

(備考)

1. 眼の障害（視力障害）

- 1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- 2) 「視力をまったく永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- 3) 視野狭窄および眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- 1) 「言語の機能をまったく永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種の内、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込みがない場合
 - ③ 声帯全部の摘出により、発音が不能な場合
- 2) 「咀しゃくの機能をまったく永久に失ったもの」とは、流動食以外のものを摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. つねに介護を要するもの

「つねに介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後の始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、つねに他人の介護を要する状態をいいます。

4. 上・下肢の障害

- 1) 「上・下肢の用をまったく永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においては、股関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込みのない場合をいいます。
- 2) 「関節の用をまったく永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
- 3) 「以上」とは当該関節より心臓に近い部分をいいます。

<別表6> 生活機能または学業・就業能力の滅失の判定基準

- ①両眼のきょう正視力が0.06以下になっていること
- ②咀嚼または言語の機能を失っていること
- ③両耳の聴力を失っていること
- ④両上肢の手関節以上のすべての関節の機能を失っていること
- ⑤1下肢の機能を失っていること
- ⑥胸腹部臓器の障害のため、身体が摂食、洗面等の起居動作に限られていること
- ⑦神経系統または精神の障害のため、身体が摂食、洗面等の起居動作に限られていること
- ⑧その他上記部位の合併障害等のため、身体が摂食、洗面等の起居動作に限られていること

(注) 第④号の規定中「以上」とは、当該関節より心臓に近い部分をいいます。

<別表7> 手術保険金の対象となる手術および給付倍率表

(不慮の事故保障・病気保障共通)

手術番号	対象となる手術の種類	給付倍率
○ 皮膚・乳房の手術		
1.	植皮術 (25 c m ² 未満を除く)	20
2.	乳房切断術	20
○ 筋骨の手術 (抜釘術は除く)		
3.	骨移植術	20
4.	骨髄炎・骨結核手術 (腫瘍の単なる切開は除く)	20
5.	頭蓋骨観血手術 (鼻骨・鼻中隔を除く)	20
6.	鼻骨観血手術 (鼻中隔湾曲症手術を除く)	10
7.	上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術 (歯・歯肉の処置に伴うものを除く)	20
8.	脊椎・骨盤観血手術	20
9.	鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術	10
10.	手指・足指を含む四肢切断術	20
11.	手指・足指を含む切断四肢再接合術 (骨・関節の離断に伴うもの)	20
12.	手指・足指を含む四肢骨・四肢関節観血手術	10
13.	手指・足指を含む筋・腱・靭帯観血手術 (筋炎・結節種・粘液腫手術は除く)	10
○ 呼吸器・胸部の手術		
14.	慢性鼻腔炎根本手術	10
15.	喉頭全摘除術	20
16.	気管・気管支・肺・胸膜手術 (開胸術を伴うもの)	20
17.	胸郭形成術	20
18.	縦隔腫瘍摘出術	30
○ 循環器・脾の手術		
19.	観血的血管形成術 (血液透析用外シャント形成術を除く)	20
20.	静脈瘤根本手術	10
21.	大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術 (開胸・開腹術を伴うもの)	30
22.	心膜切開・縫合術	20
23.	直視下心臓内手術	30
24.	体内用ペースメーカー埋込術	20

25.	脾摘除術	20
手術番号	対象となる手術の種類	給付倍率
○ 消化器の手術		
26.	耳下腺腫瘍摘出術	20
27.	顎下腺腫瘍摘出術	10
28.	食道離断術	30
29.	胃切除術	30
30.	その他の胃・食道手術（開胸・開腹術を伴うもの）	20
31.	腹膜炎手術	20
32.	肝臓・胆嚢・胆道・膵臓観血手術	20
33.	ヘルニア根本手術	10
34.	虫垂切除術・盲腸縫合術	10
35.	直腸脱根本手術	20
36.	その他の腸・腸間膜手術（開腹術を伴うもの）	20
○ 尿・性器の手術		
37.	腎移植手術（受容者に限る）	30
38.	腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作は除く）	20
39.	尿道狭窄観血手術（経尿道的操作は除く）	20
40.	尿瘻閉鎖観血手術（経尿道的操作は除く）	20
41.	陰茎切断術	30
42.	睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	20
43.	陰嚢水腫根本手術	10
44.	子宮広汎全摘除術（単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く）	30
45.	子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	10
46.	帝王切開娩出手術	10
47.	子宮外妊娠手術	20
48.	子宮脱・膣脱手術	20
49.	その他の子宮手術（子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く）	20
50.	卵管・卵巣観血手術（経膣的操作は除く）	20
51.	その他の卵管・卵巣手術	10
○ 内分泌器の手術		
52.	下垂体腫瘍摘除術	30
53.	甲状腺手術	20
54.	副腎全摘除術	20

○ 神経の手術		
55.	頭蓋内観血手術	30
手術番号	対象となる手術の種類	給付倍率
56.	神経観血手術（形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術）	20
57.	観血的脊髄腫瘍摘出手術	30
58.	脊髄硬膜内外観血手術	20
○ 感覚器・視器の手術		
59.	眼瞼下垂症手術	10
60.	涙小管形成術	10
61.	涙嚢鼻腔吻合術	10
62.	結膜嚢形成術	10
63.	角膜移植術	10
64.	観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10
65.	虹彩前後癒着剥離術	10
66.	緑内障観血手術	20
67.	白内障・水晶体観血手術	20
68.	硝子体観血手術	10
69.	網膜剥離症手術	10
70.	レーザー・冷凍凝固による眼球手術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
71.	眼球摘除術・組織充填術	20
72.	眼窩腫瘍摘出術	20
73.	眼筋移植術	10
○ 感覚器・聴器の手術		
74.	観血的鼓膜・鼓室形成術	20
75.	乳様洞削開術	10
76.	中耳根本手術	20
77.	内耳観血手術	20
78.	聴神経腫瘍摘出術	30
○ 悪性新生物の手術		
79.	悪性新生物根治手術	30
80.	悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
81.	その他の悪性新生物の手術	20

○ 上記以外の手術		
82.	上記以外の開頭術	20
83.	上記以外の開胸術	20
手術番号	対象となる手術の種類	給付倍率
84.	上記以外の開腹術	10
85.	衝撃波による体内結石破碎術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	20
86.	ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
○ 新生物根治放射線照射		
87.	新生物根治放射線照射（50グレイ（5,000ラド）以上の照射で施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10

（備考）

- （1）手術とは機械、器具を用いて生体に切開、切断、結紮、摘除、縫合などの操作を加えることをいい、ドレナージ、窄刺および神経ブロックは除きます。
- （2）治療を直接の目的とした手術には、診断、検査のための手術などは該当しません。

＜別表 8＞ 請求書類

①保険金請求書類（関係条文：第 29 条・第 69 条）

提出書類	傷 害			病 気			個 人 賠 償
	死 亡	後 遺 障 害	入 院	死 亡	高 度 障 害	入 院	
1. 法人所定の保険金請求書	●	●	●	●	●	●	●
2. 保険証券	●	●	●	●	●	●	●
3. 被保険者の戸籍抄本または住民票	●			●			●
4. 法人所定の様式による医師の死亡証明書（法人が必要とした場合は医師の診断書または死体検案書）	●			●			
5. 法人所定の様式による医師の医療証明書（後遺障害、高度障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書）		●	●		●	●	
6. 事故であることを証する書類（公の機関または第三者の事故証明書）	●	●	●				●
7. 法定相続人の戸籍謄本	●			●			
8. 法定相続人の印鑑証明書	●			●			
9. 委任を証する書類（代理請求、代筆および法定相続人の代表者を決定する場合）	●	●	●	●	●	●	
10. その他法人が約款第 29 条第 4 項、第 5 項および第 69 条第 2 項、第 3 項に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類。または、証拠として保険契約締結の際に法人が交付する書面等において定めたもの	●	●	●	●	●	●	●
11. 法人所定の事故状況報告書							●
12. 示談書またはこれに代わるべき書類							●
13. 損害賠償金および費用の額を証明する書類							●

注 1 保険金を請求する場合には、●を付した書類のうち、法人が求めるものを提出しなければなりません。

注 2 法人は、上記提出書類以外の書類の提出を求める場合があります。

②保険契約の変更書類（関係条文：第14条・第24条・第25条・第26条・第27条・第28条）

変更手続 提出書類	解 約 請 求	番 号 変 更	住 所 ・ 電 話	氏 名 (改 姓) 変 更	人 の 変 更	保 険 金 受 取	内 容 変 更	職 業 ・ 職 務	口 座 変 更	保 険 料 振 替	復 活 請 求	再 発 行 申 請	保 険 証 券
1. 法人所定の請求書	●			●		●					●		●
2. 保険証券	●			●		●							
3. 法人所定の変更届			●				●		●				
4. 預金口座振替依頼書									●				
5. ※公的書類				●									

※ 公的書類はいずれか1つ→運転免許証・パスポート・健康保険証・年金手帳のコピー
戸籍謄本・住民票の原本（発行日から3か月以内）